

平成15年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分（対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量）の考え方について（案）

1. 法令の規定

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）第9条に基づき、経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得つつ、対象事業者から届け出られた排出量以外の対象化学物質の環境への排出量（以下「届出外排出量」という。）を経済産業省令・環境省令（「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」（以下「省令」という。））で定める事項ごとに算出（＝推計）し、届け出られた排出量の集計結果とあわせて公表することとされている。

また、省令で定める事項については、

- ① 対象業種を営む事業者からの排出量のうち従業員数、取扱量などの一定の要件を満たさないため届出がなされないもの
- ② 対象業種以外の業種（以下「非対象業種」という。）のみを営む事業者からの排出量
- ③ 家庭からの排出量
- ④ 移動体からの排出量

と規定されているところである。（「集計の対象となる排出量の構成（イメージ図）」（2頁）参照）

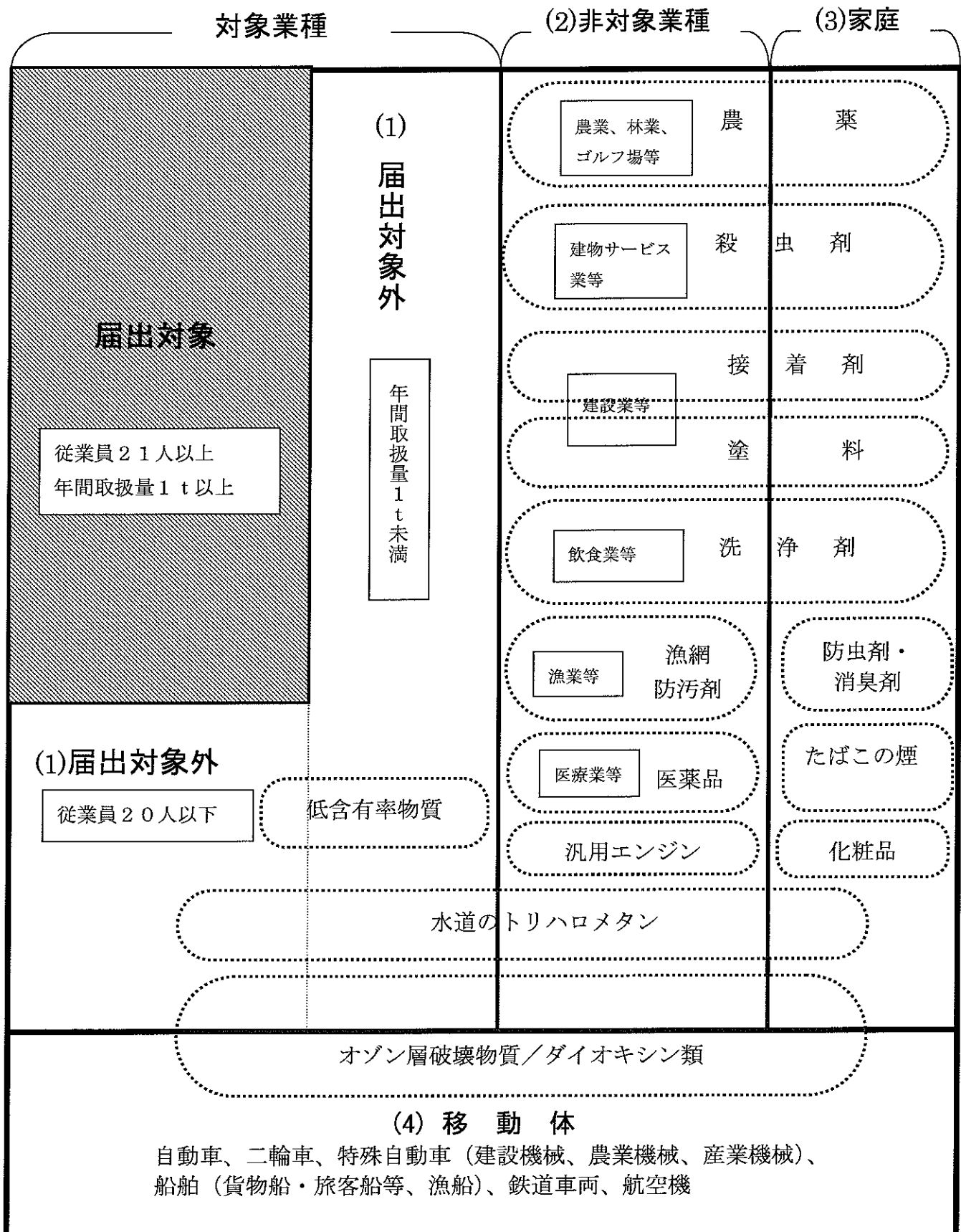
2. 基本的な考え方

中央環境審議会環境保健部会及び産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会の審議（平成13年8月）においては、届出外排出量の算出について、「想定される主要な排出源からの排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行う」との基本的な考え方が示された。

この考え方にとり、省令で列記されている排出量の算出事項それぞれにつき、想定される主要な排出源からの対象化学物質の排出量について、信頼できる情報を用いて可能な限り推計を行うこととする。

なお、現時点では、確立された推計方法がほとんどなく、推計に必要な情報も十分には得られない場合であっても、一定の信頼性が期待される場合には、その時点で得られた情報の範囲内で、推計可能な排出源及び対象化学物質について推計に向けた検討を行うとともに、毎年度、新たに得られた情報に基づき、排出係数などを含めた推計方法を見直し、推計精度の向上に努めることとする。

集計の対象となる排出量の構成（イメージ図）



※あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

届出外排出量の推計の概要

推計対象／算出事項	(1)すそ切り以下	(2)非対象業種	(3)家庭	(4)移動体	【資料】
小規模事業者	○				参考
少量取扱事業者	○				
農薬	○	○ 農業、林業、ゴルフ場など	○ 家庭用		
殺虫剤		○ 防疫用、シロアリ	○ 家庭用、不快害虫用、シロアリ		
接着剤		○ 建築用、土木用（合板からの二次排出を含む）	○ 家庭用（木工製品からの二次排出を含む）		
塗料		○ 建築用、土木用	○ 家庭用		
漁網防汚剤		○ 漁業、水産養殖業			
医薬品(ホルムアルデヒド、エチレンオキシド)		○ 医療業、滅菌代行業			
洗剤・化粧品等（界面活性剤、中和剤）		○ 業務用、農業	○ 家庭用		
防虫剤・消臭剤			○ 家庭用		
汎用エンジン		○			
たばこの煙			○ (ダイオキシン類は除く)		
自動車				○ ホットスタート、コールドスタート時増加分、サブエンジン式機器(オゾン層破壊物質及びダイオキシン類は除く)、燃料蒸発ガス	
二輪車				○ ホットスタート、コールドスタート時増分、燃料蒸発ガス	
特殊自動車				○ 建設機械、農業機械、産業機械	
船舶				○ 貨物船・旅客船等漁船、プレジャーボート	
鉄道車両				○ エンジン、ブレーキ等の摩耗	
航空機				○ エンジン、補助動力装置	
水道	○	○	○		
オゾン層破壊物質	○ 洗濯業等	○ 業務用(冷蔵庫等)	○ 家庭用(冷蔵庫等)	○ カーエアコン	
ダイオキシン類	○ 小規模事業者が有する廃棄物焼却炉等	○ 非対象業種の事業者の廃棄物焼却炉等、火葬場	○ たばこの煙	○ 自動車排出ガス	
低含有率物質	○				

3. これまでの取組

経済産業省及び環境省は、平成9年度以降、P R T Rパイロット事業の一環として試行的な推計作業を実施するとともに、有識者から構成される「すそ切り事業者排出量推計手法検討会」（委員長：亀屋隆志 横浜国立大学助教授）及び「非点源排出量推計方法検討会」（座長：岡田光正 広島大学教授）での検討などにより、推計のベースとなる基礎データの収集や推計手法の開発など各種の調査研究を行ってきたところである。

今年度は、昨年度に実施した平成14年度届出外排出量の推計作業以降に得られた最新の知見を利用しつつ、両検討会で推計方法の見直しと推計精度の向上について、引き続き検討を行ったところである。

4. 今回見直しを行う部分の推計方法の概略

今回の見直しは、対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量の推計方法であり、その概略は以下のとおりである。なお、当該推計方法以外で見直す推計方法については、別途、意見の募集を実施（平成16年11月）したところである。

対象業種を営む事業者からの排出量【参考】

- ・この区分には、対象業種に属する事業を営む事業者であるが、常時使用する従業員の数が20人以下である又は当該事業者の有する事業所からの対象化学物質の年間取扱量が1トン未満（当初2年間は5トン未満）であるなどの理由により、届出対象とならなかった対象化学物質の排出量が該当する。
- ・これらの排出量の推計は、原則として、昨年度までに行った対象化学物質の取扱いなどに関する調査や事業所・企業統計調査などを用いて、業種別／対象化学物質別に、①事業所当たりの平均取扱量、②事業所当たりの平均排出係数、③届出対象となっていない事業所数などを推計し、それらを乗じた数値を物質ごとに合計して、全国の排出量を推計する。また、都道府県別の業種別事業所数の比率に応じて、都道府県別の排出量を推計する。なお、主要な排出源が把握可能な対象化学物質の出荷量等、より実態を反映したデータが得られる場合には、それらのデータに基づく推計方法を用いて推計する。
- ・下水道における下水道終末処理施設に流入する対象化学物質に係る環境への排出については、推計に必要な知見を収集するための調査の結果を勘案して、推計に可能な信頼できる情報が得られ次第、推計対象に追加する。

5. 推計方法の見直し等について

有用なデータ・ソースや優れた推計方法があれば、積極的に取り入れるとともに、今後とも引き続き関係機関や業界団体などの協力を得つつデータの収集・更新を行い、可能な限り推計方法を改善していく。

具体的には、届出外排出量の推計の基礎としている各種統計資料、アンケート結果資料などを定期的に更新するとともに、排出係数などについては、実測データ、文献値などの収集を進め、適宜見直しを行うことにより、一層の精緻化を図る。また、本年度は推計対象としない排出源についても情報の収集を進め、信頼できる情報が得られ次第、可能な限り推計の対象に加えていくものとする。